

他政令市における条例の枠組みについて

目次

1. 目的	3
2. 温室効果ガス総排出量の削減目標	4
3. 各主体の責務	5
(1) 市の責務	5
(2) 市民の責務	6
(3) 事業者の責務	7
(4) 滞在者の責務	8
(5) 各主体の協働	8
4. 地球温暖化対策の推進に関する計画の策定・公表	9
5. エネルギー関係	11
(1) エネルギー使用の合理化	11
(2) 温室効果ガス排出量のより少ない製品等の選択	13
6. 環境マネジメントシステムの導入	14
7. 物品・役務関係	15
(1) 環境物品等の優先的な選択	15
(2) 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等	16
(3) 地球温暖化対策に資する製品の開発	17
(4) 製品への省エネ性能の表示・説明	18
8. 廃棄物の減量	19
9. 自動車関係	20
(1) 自動車の利用抑制等	20
(2) 新車に係る環境情報の説明	22
10. 再生可能エネルギーの利用	23
11. 建築物関係	24
(1) 建築物（一般）	24
(2) 建築物（一定規模以上）	26
ア：建築物（一定規模以上）の新築等を目的とした開発行為	26
イ：建築物（一定規模以上）の新築等に係る建築物排出量削減計画書	28
(3) 住宅・マンション販売時の情報提供	31
(4) 特定建築物における地域産木材の利用・再生可能エネルギー利用設備の設置	31
(5) 建築物環境配慮性能の表示	33
12. 緑化関係	35
(1) 緑化（一般）	35

(2) 緑化計画書	36
13. 森林の保全	39
14. 環境教育・環境学習	40
15. エネルギー供給事業者	41
16. 国際協力	43
17. 地球温暖化対策の推進のための体制整備	44
18. 表彰	45
19. 雑則	45
20. その他	48
21. 事業者温室効果ガス削減計画書制度	50
(1) 指針の策定	50
(2) 計画書の作成・提出	51
(3) 報告書の作成・提出	55
(4) 計画書・報告書の公表	56
(5) 指導・助言	56
(6) 評価	57
(7) 表彰	57
(8) その他	57
(9) 特定事業者以外の事業者の取扱い	58
(10) 中小事業者に対する支援	59
(11) 相模原市の計画書制度（中小規模事業者のみ対象）	60

1. 目的

- 記載項目①「市、市民、事業者の責務を明らかにする」は3市が該当。
- 記載項目②「滞在者の責務を明らかにする」は、京都市（平成29年度宿泊者数約1,557万人）と広島市（同約534万人）。なお、本市の平成29年度宿泊者数は約573万人。
- 記載項目⑤「低炭素社会の実現」は3市が該当。「脱炭素」に踏み込んでいる市は無い。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市、市民、事業者の責務を明らかにする		○	○	○
②	滞在者の責務を明らかにする			○	○
③	地球温暖化対策の基本となる事項を定める		○	○	○
④	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する	○	○	○	○
⑤	低炭素社会の実現	○	○	○	
⑥	良好な環境を将来の世代に引き継ぐ	○	○		
⑦	現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する			○	○
⑧	人類の福祉に貢献する			○	

(該当条文)

川崎市	第1条 この条例は、地球温暖化対策の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策等、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。
相模原市	第1条 この条例は、地球環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、地球温暖化対策について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、地球環境への負荷の少ない低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。
京都市	第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、低炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量が少なく、かつ、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化により気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度が安定し、持続的な発展が可能となった社会をいう。）を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活

	の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
広島市	第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2. 温室効果ガス総排出量の削減目標

- 京都市では、市域の温室効果ガス総排出量を1990年度（平成2年度）に比べ、2020年度（平成32年度）までに25%、2030年度までに40%削減するという目標を条例で規定している。
- 京都市以外の3市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第1項・第3項に定める「地方公共団体実行計画」において削減目標を示している。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	温室効果ガス総排出量の削減目標			○	

(該当条文)

京都市	<p>第3条 本市は、平成42年度までに、本市の区域内における1年度あたりの温室効果ガスの総排出量（別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。）を、平成2年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（以下「平成2年度温室効果ガス総排出量」という。）からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。</p> <p>2 前項の目標を確実に達成するため、本市は、平成32年度までに、本市の区域内における1年度あたりの温室効果ガスの総排出量を、平成2年度温室効果ガス総排出量からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。</p>
-----	--

3. 各主体の責務

(1) 市の責務

- 4 市とも、記載項目①「総合的かつ計画的な地球温暖化対策の実施」、記載項目③「市民、事業者が行う地球温暖化対策を推進するための措置」、記載項目⑤「市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置」は共通している。
- このほか、相模原市は記載項目②「事業者、市民との連携・協働」、京都市は記載項目⑥「事業者、市民の参加協力促進、意見反映」を掲げている。
- 広島市は、記載項目④「滞在者が行う地球温暖化対策を推進するための措置」を規定している。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	総合的かつ計画的な地球温暖化対策の実施	○	○	○	○
②	市民、事業者との連携・協働		○		
③	市民、事業者が行う地球温暖化対策を推進するための措置	○	○	○	○
④	滞在者が行う地球温暖化対策を推進するための措置				○
⑤	市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置	○	○	○	○
⑥	事業者、市民等の参加協力促進、意見反映			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第3条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第3条 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による地球温暖化対策の推進に当たっては、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携し、及び協働してこれを行うものとする。</p> <p>3 市は、事業者、市民及び民間団体が行う地球温暖化対策を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。</p>
京都市	<p>第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策【※第2条第1項第2号により、「吸収作用の保全及び強化」などが含まれる】を策定し、及び実施すること。</p>

	<p>(2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。</p> <p>(3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。</p>
広島市	<p>第3条 本市は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 本市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等【※第2条第4号により、「等」に「吸収作用の保全及び強化」などが含まれる】のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 本市は、事業者、市民（本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。）又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

(2) 市民の責務

- 4市とも、記載項目②「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」は共通している。
- 記載項目③「市が実施する地球温暖化対策への協力」は、川崎市、相模原市、広島市の3市で規定。京都市では記載項目④「他の者が実施する地球温暖化対策への協力」を規定しており、市への協力もこれに含まれると考えられる。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	地球温暖化対策の重要性についての理解		○		
②	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置	○	○	○	○
③	市が実施する地球温暖化対策への協力	○	○		○
④	他の者が実施する地球温暖化対策への協力			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第4条 事業者及び市民は、地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。</p>
-----	---

相模原市	第5条 市民は、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。 2 市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。
京都市	第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。 (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。 (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。
広島市	第5条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

- 4市とも、記載項目②「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」は共通している。なお、各市とも「日常生活」「事業活動」の違いはあるが、上記「(2) 市民の責務」と似通った表記となっている。
- 京都市と広島市においては、記載項目③「他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置」も規定している。
- 記載項目④「市が実施する地球温暖化対策への協力」は、川崎市、相模原市、広島市の3市で規定。京都市では記載項目⑤「他の者が実施する地球温暖化対策への協力」を規定しており、市への協力もこれに含まれると考えられる。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	地球温暖化対策の重要性についての理解		○		
②	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置	○	○	○	○
③	他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置			○	○
④	市が実施する地球温暖化対策への協力	○	○		○
⑤	他の者が実施する地球温暖化対策への協力			○	

(該当条文)

川崎市	第4条 事業者及び市民は、地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。
相模原市	第4条 事業者は、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

	2 事業者は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。
京都市	第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。 (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置（他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。）を講じること。 (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。
広島市	第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

(4) 滞在者の責務

- 観光旅行者など滞在者に対し責務を課しているのは、京都市と広島市の2市。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置				○
②	市が実施する地球温暖化対策への協力			○	○
③	市民、事業者が実施する地球温暖化対策への協力			○	

(該当条文)

京都市	第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。
広島市	第6条 滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

(5) 各主体の協働

- 各主体の協働について、川崎市、相模原市、広島市の3市で規定している。

No.	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市、事業者、市民の協働した取り組み	○	○		○

(該当条文)

川崎市	第5条 市、事業者及び市民は、協働して、地球温暖化対策に取り組まなければならない。
相模原市	第20条 市は、市街地の整備その他のまちづくりに関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民と連携し、及び協働して、地域の特性を生かしつつ、再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な利用その他の環境への配慮が図られた低炭素都市づくりの推進に努めるものとする。
広島市	第38条 本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

4. 地球温暖化対策の推進に関する計画の策定・公表

- 政令市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第21条第1項及び第3項において「地方公共団体実行計画」を定めることが義務付けられている（本市では「仙台市地球温暖化対策推進計画」が該当）。
- 広島市では、温対法を直接の根拠として計画を定めているため、条例においては計画の策定・公表に関する規定を設けていない。
- 川崎市・相模原市・京都市では、温対法や同施行令と同趣旨の規定を条例で定めている。（★マークを付した記載項目）
- 川崎市・相模原市では、温対法に定めのない事項も規定している。（記載項目⑥「計画策定・変更時の環境審議会等への意見聴取」、記載項目⑦「計画の実施状況に係る環境審議会等への年次報告及び公表」）
- 京都市では、記載項目⑧「年次報告書の作成及び公表」について規定しているが、環境審議会への報告は規定していない。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	地球温暖化対策の推進に関する計画の策定★	○	○	○	
②	市	計画で定める事項★	○	○	○	
③	市	温室効果ガス排出抑制と関係のある施策との連携★	○			
④	市	策定・変更した計画の公表★	○	○	○	
⑤	市	必要に応じた計画の変更★	○	○		
⑥	市	計画策定・変更時の環境審議会等への意見聴取	○	○		
⑦	市	計画の実施状況に係る環境審議会等への年次報告及び公表	○	○		

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
⑧	市	年次報告書の作成及び公表			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、法第21条第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p> <p>7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。</p> <p>8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>第7条 市長は、地球温暖化対策推進基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する計画（以下「地球温暖化対策推進実施計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策推進実施計画に基づく措置の実施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p>
相模原市	<p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>

	<p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標</p> <p>(3) 法第21条第3項に規定する事項その他前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、相模原市地球温暖化対策推進会議（第31条第1項に規定する相模原市地球温暖化対策推進会議をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策実行計画を変更するものとする。</p> <p>6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による地球温暖化対策実行計画の変更について準用する。</p> <p>7 市長は、地球温暖化対策実行計画の実施状況について、毎年度、相模原市地球温暖化対策推進会議に報告するとともに、これを公表するものとする。</p>
京都市	<p>第8条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>(1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量</p> <p>(2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価</p> <p>第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針</p> <p>(2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策</p> <p>(3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p>

5. エネルギー関係

(1) エネルギー使用の合理化

- 川崎市は、エネルギー使用の合理化に係る規定を設けていないが、5-(2)「省エネ設備の選択」において規定を設けている。

- 相模原市、京都市、広島市の3市はそれぞれ記載が異なるものの、エネルギー使用の合理化という点で、ほぼ同趣旨の規定となっている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	事業者	事業活動に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握【努力義務】		○		
②	市民	日常生活におけるエネルギーの使用量の把握【努力義務】		○		○
③	市民	エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換【努力義務】		○		○
④	市民、事業者	エネルギーの使用の合理化【努力義務】			○	○
⑤	市	事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化促進			○	

(該当条文)

相模原市	<p>第7条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。</p> <p>第12条 市民は、その日常生活におけるエネルギーの使用量の把握に努めるとともに、エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換を図り、温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。</p> <p>(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの《中略》</p> <p>イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)を促進するための施策《以下略》</p> <p>第11条《中略》</p> <p>2 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。</p> <p>(1) 空気調和設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な温度に保つこと。</p> <p>(2) 照明設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な照度を保つこと。《以下略》</p>

広島市	<p>第39条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活における電気、燃料等の使用状況に留意し、その効率的な利用を实践する生活様式への転換を図り、エネルギーの使用の抑制に努めなければならない。</p>
-----	---

(2) 温室効果ガス排出量のより少ない製品等の選択

- 4市とも、事業者に係る記載項目②「温室効果ガス排出量のより少ない方法による使用」、記載項目④「温室効果ガス排出量のより少ない製品の選択」は共通している。
- 川崎市と京都市では、市民について同様の規定を設けている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民	温室効果ガス排出量のより少ない方法による使用【努力義務】	○		○	
②	事業者	同上【努力義務】	○	○	○	○
③	市民	温室効果ガス排出量のより少ない製品の選択【努力義務】	○		○	
④	事業者	同上【努力義務】	○	○	○	○

(該当条文)

川崎市	<p>第24条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努めるものとする。この場合において、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第8条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。</p> <p>2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。</p>

広島市	第7条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に資する方法で使用するよう努めなければならない。
-----	--

6. 環境マネジメントシステムの導入

- 環境マネジメントシステムには、環境省が策定した「エコアクション 21」や、国際規格の「ISO14001」のほか、地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステム（全国規模のものとして、「エコステージ」「KES《京都・環境マネジメントシステム・スタンダード》」がある。
 - 京都市では、地域版環境マネジメントシステム「KES《京都・環境マネジメントシステム・スタンダード》」の認証取得を促進している（KES の取組手続等を解説するガイダンス（講座等）開催など）。また、環境マネジメントシステムの導入を事業者の努力義務としている。（記載項目②）
- ※ 仙台市でも、地域版環境マネジメントシステム「みちのく EMS」の認証取得費用の一部を助成している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	環境マネジメントシステムを事業者に普及させるための施策の推進			○	
②	事業者	環境マネジメントシステムの導入【努力義務】			○	

(該当条文)

京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みであって、別に定めるものをいう。以下同じ。）を事業者に普及させるための施策《以下略》</p> <p>第12条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。</p>
-----	--

7. 物品・役務関係

(1) 環境物品等の優先的な選択

- 広島市では、市民・事業者のみならず滞在者に対しても「環境物品の優先的な選択」について努力義務を課している。(記載項目③)
- 京都市では、市民・事業者の取り組みとしての規定は設けていないが、市が市民・事業者に向けた推進施策を実施することについて規定を設けている。(記載事項⑥)
- 相模原市・京都市では、農産物の地産地消について規定を設けている。(記載事項④・⑤)

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民	環境物品の優先的な選択【努力義務】		○		○
②	事業者	同上【努力義務】		○		○
③	滞在者	同上【努力義務】				○
④	市民、事業者	市内で生産された製品及び農産物の優先的な消費又は販売【努力義務】		○		
⑤	市民、事業者	市内で生産された農林水産物の優先的な消費【努力義務】			○	
⑥	市	市民・事業者が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策の推進			○	

(該当条文)

相模原市	<p>第9条 事業者は、その事業活動において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）を優先的に選択するよう努めなければならない。</p> <p>第13条 市民は、その日常生活において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等を優先的に選択するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民及び事業者は、市内で生産された製品及び農産物を優先的に消費し、又は販売することにより、その輸送に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。</p> <p>第14条 市民は、その日常生活において、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具（以下「電気機器等」という。）を購入し、又は使用する場合には、温室効果ガスの排出の量がより少ないものを優先的に選択し、又は温室効果ガスの排出の量をより少なくする方法により使用するよう努めなければならない。</p>
------	---

京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策《以下略》</p> <p>第18条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。</p>
広島市	<p>第40条《中略》</p> <p>2 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けようとするときは、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項の環境物品等をいう。）を選択するよう努めなければならない。</p>

(2) 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等

- 京都市では、温室効果ガス排出量が比較的少ない機械器具や役務の提供等について、事業者の努力義務としている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	事業者	温室効果ガス排出量が比較的少ない機械器具や役務の提供【努力義務】			○	
②	事業者	温室効果ガス排出量が比較的少ない機械器具や役務の利用に係る情報提供【努力義務】			○	
③	事業者	地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発並びに環境産業の振興【努力義務】			○	

(該当条文)

京都市	<p>第14条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務の提供に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
-----	--

	3 事業者は、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発並びに環境産業の振興に努めなければならない。
--	--

(3) 地球温暖化対策に資する製品の開発

- 川崎市では、地球温暖化対策に資する製品の開発等について、事業者の努力義務としている。(記載項目①)
- 川崎市と京都市では、事業者が行う開発等を市が支援することを規定している。(記載項目②、③)

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	製品の開発等を行う事業者	温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等【努力義務】	○			
②	市	事業者が行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等の支援	○		○	
③	市	地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興を図るための施策			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第29条 製品の開発及び生産並びに技術の開発（以下「製品の開発等」という。）を行う事業者は、地球全体での温室効果ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、事業者が行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(11) 地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興を図るための施策《以下略》</p>

(4) 製品への省エネ性能の表示・説明

- 相模原市と京都市は、温室効果ガス排出量が相当程度多い機器等を販売する事業者について、機器等の省エネルギー性能の表示や、機器等の購入者に対する省エネルギー性能の説明を課しているが、相模原市は努力義務であるのに対し、京都市は義務としている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	機器等販売事業者	機器等の省エネルギー性能の表示【努力義務】		○		
②	機器等販売事業者	機器等の省エネルギー性能の表示【義務】			○	
③	機器等販売事業者	機器等の購入者に対する省エネルギー性能の説明【努力義務】		○		
④	機器等販売事業者	機器等の購入者に対する省エネルギー性能の説明【義務】			○	

(該当条文)

相模原市	<p>第15条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）の販売を業とする者（店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、当該店舗に陳列した特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい場所に、当該特定電気機器等の使用に係るエネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）を示す事項を記載した規則で定める表示を付すよう努めなければならない。</p> <p>2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。</p> <p>2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。</p>

8. 廃棄物の減量

- 4市とも、記載事項①・②「廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等」は共通している。
- 広島市は、市民、事業者のほか滞在者についても記載事項③「廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等」を規定している。
- 相模原市は、事業者について記載事項⑤「廃棄物の処理における温室効果ガス排出抑制」を規定している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民	廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等【努力義務】	○	○	○	○
②	事業者	同上【努力義務】	○	○	○	○
③	滞在者	同上【努力義務】				○
④	市	廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に係る必要な措置	○		○	
⑤	事業者	廃棄物の処理における温室効果ガス排出抑制【努力義務】		○		

(該当条文)

川崎市	第25条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
相模原市	第24条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動又は日常生活において、廃棄物の発生の抑制、排出の抑制、再使用及び再生利用その他の資源の有効利用に努めなければならない。 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。
京都市	第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》 (8) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他廃棄物の徹底した減量化を図るための施策《以下略》 第19条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の徹底した減量化を図るよう努めなければならない。
広島市	第40条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項の廃棄物等をいう。）の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなけ

	ればならない。
--	---------

9. 自動車関係

(1) 自動車の利用抑制等

- 4市とも、記載事項①「自動車の使用抑制（公共交通機関、自転車、徒歩）」、記載事項②「温室効果ガス排出量のより少ない自動車の利用（購入、使用）」、記載事項③「自動車の適正な運転（エコドライブ）、整備」は共通している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民、事業者	自動車の使用抑制（公共交通機関、自転車、徒歩）【努力義務】	○	○	○	○
②	市民、事業者	温室効果ガス排出量のより少ない自動車の利用（購入、使用）【努力義務】	○	○	○	○
③	市民、事業者	自動車の適正な運転（エコドライブ）、整備【努力義務】	○	○	○	○
④	市民、事業者	駐車時の自動車のエンジン停止【努力義務】			○	
⑤	市民、事業者	自動車の共同使用サービスの利用【努力義務】			○	
⑥	事業者	従業員の自動車通勤の抑制【努力義務】			○	
⑦	市	交通に係る温室効果ガス排出抑制措置	○	○	○	

(該当条文)

川崎市	<p>第26条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。</p> <p>2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第16条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動又は日常生活において、自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。</p> <p>2 市は、公共交通機関又は自転車を利用しやすい環境の整備、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

	<p>第17条 自動車等を所有し、又は使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法（以下「エコドライブ」という。）の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第18条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(4) 自動車等（自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの</p> <p>ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関の利用への転換の促進、地球温暖化対策と調和のとれた駐車施設（自動車等を駐車するための施設をいう。）の整備に係る計画の推進その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）</p> <p>イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策</p> <p>ウ 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策</p> <p>エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策</p> <p>オ 自動車等の共同使用を促進するための施策《以下略》</p> <p>第15条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、可能な限り、その従業者に対し、通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>第16条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。</p> <p>2 事業者及び市民は、自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

	<p>3 事業者及び市民は、自己の自動車等を保有する方法に代えて、自動車等を共同で使用するサービスを利用することその他の方法により、自動車等を使用するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者及び市民は、自動車等の購入又は別に定める賃借（以下「購入等」という。）をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の購入等をするよう努めなければならない。</p> <p>5 事業者及び市民は、自動車等を使用しようとする場合において、使用することのできる2以上の自動車等があるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。</p>
広島市	<p>第14条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、移動するときは、できる限り、公共交通機関を利用すること等により、自動車（原動機付自転車を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。</p> <p>2 事業者、市民及び滞在者は、その使用する自動車について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のため、適切な整備及び運転をするよう努めなければならない。</p>

(2) 新車に係る環境情報の説明

- 相模原市と京都市は、自動車販売事業者に対し、新車に係る環境情報の説明を課している。（記載事項①、②）
- 京都市では、温室効果ガスを排出しない（排出量が相当程度少ない）新車の販売実績報告書の提出を、自動車販売事業者に義務付けている。（記載事項④）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	自動車販売事業者	新車に係る環境情報の説明【努力義務】		○		
②	同上	同上【義務】			○	
③	自動車販売事業者	温室効果ガスを排出しない（排出量が相当程度少ない）新車の提供【努力義務】			○	
④	自動車販売事業者	温室効果ガスを排出しない（排出量が相当程度少ない）新車の販売実績報告書の提出【義務】			○	
⑤	市	温室効果ガスを排出しない（排出量が相当程度少ない）新車の販売実績報告書の公表			○	

(該当条文)

相模原市	第19条 過去に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を業とする者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る環境情報（自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項をいう。）について説明するよう努めなければならない。
京都市	<p>第25条 本市の区域内において自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報（自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の別に定める事項をいう。）を説明しなければならない。</p> <p>2 自動車販売事業者は、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の提供に努めなければならない。</p> <p>3 自動車販売事業者は、毎年度、別に定めるところにより、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第22条第3項の規定《→市長は、…報告があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない》は、前項の報告について準用する。</p>

10. 再生可能エネルギーの利用

- 4市とも、記載項目①「再生可能エネルギーの優先利用」は共通している。
- 川崎市、相模原市、京都市は、市が再生可能エネルギーの導入を促進することを定めている。（記載項目②）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民、事業者	再生可能エネルギーの優先利用【努力義務】	○	○	○	○
②	市	再生可能エネルギーの導入促進	○	○	○	
③	市	事業者が行う再生可能エネルギーの有効利用等に寄与する技術の研究及び製品の開発支援		○		

(該当条文)

川崎市	<p>第22条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギー源を優先的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域の特性に応じた再生可能エネルギー源の利用について検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
-----	--

相模原市	<p>第23条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、優先的に再生可能エネルギーを利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、事業者及び市民による再生可能エネルギーの導入を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、事業者が行う再生可能エネルギーの有効利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する技術の研究及び製品の開発の支援に努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの</p> <p>ア 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策《以下略》</p> <p>第11条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。</p>
広島市	<p>第33条 事業者及び市民は、エネルギーの使用に当たっては、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。</p>

11. 建築物関係

(1) 建築物（一般）

- 4市において、記載事項①「建築物の新築、増築または改築をする場合のエネルギーの使用の合理化等」は共通している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	建築主	建築物の新築、増築または改築をする場合のエネルギーの使用の合理化等【努力義務】	○	○	○	○
②	建築物の所有者、管理者	建築物に係る環境への配慮をした適切な維持管理【努力義務】				○
③	市	建築物に係る温室効果ガス排出抑制についての情報提供等	○			

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
④	市	建築物に係る再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの使用の合理化を促進するための施策			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第15条 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）のうち、1又は2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の用に供する目的で行うもの（以下「開発事業」という。）をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第21条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。</p> <p>(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの《中略》</p> <p>ウ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの使用の合理化を促進するための施策《以下略》</p> <p>第11条《中略》</p> <p>3 建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。</p>
広島市	<p>第20条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物について、環境への配慮に関する措置を適切に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 建築物の所有者及び管理者は、当該建築物について、環境への配慮をした適切な</p>

	維持管理をするよう努めなければならない。
--	----------------------

(2) 建築物（一定規模以上）

ア：建築物（一定規模以上）の新築等を目的とした開発行為

- 川崎市では、一定規模以上の建築物の新築等を目的とした開発行為を行う者に対し、温室効果ガス排出抑制に係る計画書の作成・提出を義務付けている。（記載項目③）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	開発事業者	開発事業における温室効果ガスの排出抑制措置及び再生可能エネルギー源の利用検討【努力義務】	○			
②	市	開発事業地球温暖化対策指針の策定	○			
③	特定開発事業者	開発事業地球温暖化対策計画書の作成・提出【義務】	○			
④	特定開発事業者	開発事業の完了の届出【義務】	○			
⑤	市	開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表	○			
⑥	市	計画書提出開発事業者に対する指導及び助言	○			

(該当条文)

川崎市	<p>第15条 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）のうち、1又は2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の用に供する目的で行うもの（以下「開発事業」という。）をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第16条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び次条第1項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項についての指針（以下「開発事業地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 第8条第2項及び第3項の規定は、開発事業地球温暖化対策指針について準用する。</p>
-----	--

第17条 規則で定める開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発事業を行う土地の位置及び区域
- (3) 開発事業の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
- (5) 再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果
- (6) その他規則で定める事項

2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出する場合について、準用する。

4 第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出開発事業者」という。）は、当該開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業が完了するまでの間、第1項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第1項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書は、第2項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書とみなす。

第18条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第19条 市長は、第17条第1項若しくは第2項の規定による提出又は同条第4項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第20条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

イ：建築物（一定規模以上）の新築等に係る建築物排出量削減計画書

- 京都市と広島市では、一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対し、温室効果ガス排出抑制に係る計画書の作成・提出を義務付けている。（記載項目③）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る指針の策定			○	○
②	市	建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る指針の策定・改定時の公表			○	○
③	特定建築主	特定建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る計画書の作成・提出【義務】			○	○
④	特定建築主	特定建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る計画書を変更した場合の届出等【義務】			○	○
⑤	市	特定建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る計画書の公表（変更時も同様）			○	○
⑥	市	特定建築主に対する指導・助言			○	○
⑦	特定建築主	特定建築物に係る工事完了の届出【義務】			○	○
⑧	特定建築主以外の建築主	建築物に係る温室効果ガス排出量削減等に係る計画書の作成・提出（任意）			○	○

（該当条文）

京都市	<p>第35条 市長は、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次条第1項に規定する建築物排出量削減計画書の作成に関し、当該温室効果ガスの排出の量の削減を図るために建築物を建築する者が採り得る措置に係る指針（以下「建築物排出量削減指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 市長は、建築物排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>第36条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物排出量削減指針に基づき、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 建築物排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）</p>
-----	--

	<p>(2) 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定建築物の概要</p> <p>(4) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容</p> <p>(5) 第44条の規定に基づく同条の建築環境総合性能評価システムによる評価の結果</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の建築物排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による建築物排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。</p> <p>第37条 市長は、特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定建築主に対し、特定建築物の状況及び前条第2項第4号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。</p> <p>第38条 計画書提出特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第36条第4項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>第39条 建築物の新築等をしようとする者で、特定建築主以外のものは、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、建築物排出量削減指針に基づき建築物排出量削減計画書を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出することができる。</p> <p>2 第36条から前条までの規定（第36条第1項を除く。）は、前項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。</p>
広島市	<p>第21条 市長は、建築物に係る環境への配慮に関し、建築物の新築等をしようとする者が講ずべき措置、当該者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、建築物環境配慮指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>第22条 建築物の床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係</p>

る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物(以下「特定建築物」という。)について、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る環境への配慮に関する措置並びに当該措置に係る特定建築物の性能(以下「環境性能」という。)及びその評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第23条 特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第24条 市長は、建築物環境計画書の提出又は第22条第2項若しくは前条の規定による届出があったときは、その概要を公表するものとする。

第25条 特定建築主以外の者であって建築物(一戸建ての住宅及び長屋を除く。)の新築等をしようとするものは、当該新築等に係る建築物について、建築物環境配慮指針に基づき、建築物環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条(第22条第1項を除く。)の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第2項及び第23条中「特定建築物」とあるのは、「第25条第1項の当該新築等に係る建築物」と読み替えるものとする。

第44条 市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(3) 住宅・マンション販売時の情報提供

- 川崎市は、住宅販売時の情報提供について規定を設けている。(記載事項①)
- 広島市は、特定建築物（一定規模以上の建築物）のうち分譲マンションを販売する際の情報提供について規定を設けている。(記載事項②)

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	建築主等	住宅販売時、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等についての情報提供【努力義務】	○			
②	建築主等	分譲マンションの環境性能の説明【努力義務】				○

(該当条文)

川崎市	第21条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供を行うよう努めるものとする。
広島市	第26条 特定建築物のうち分譲マンション（構造上区分された数個の独立して住居の用に供することができる部分であって当該部分の全部又は一部が販売の目的となっているものを有する建築物をいう。以下この条において同じ。）の新築等をしようとする者及び当該者が他人に当該新築等に係る分譲マンションの住戸の販売又は媒介の委託を行った場合において当該販売又は媒介の委託を受けた者は、当該分譲マンションの住戸を購入しようとする者に対し、当該分譲マンションの環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(4) 特定建築物における地域産木材の利用・再生可能エネルギー利用設備の設置

- 京都市は、特定建築物（一定規模以上の建築物）における地域産木材の利用と再生可能エネルギー利用設備の設置とその届出について、建築主の義務としている。(記載事項①・②)

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	特定建築主	特定建築物における地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置【義務】			○	
②	特定建築主	特定建築物における地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する事項の届出書提出【義務】※変更した場合も同様			○	

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
③	市	基準に適合しない場合の勧告・公表			○	

(該当条文)

京都市	<p>第40条 特定建築主は、特定建築物に別に定める量以上の地域産木材（別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用しなければならない。</p> <p>第41条 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして別に定める基準に適合するものを設置しなければならない。</p> <p>第42条 特定建築主は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書を、特定建築物の新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定建築物に利用する地域産木材に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 種類</p> <p>イ 利用する用途</p> <p>ウ 利用する量</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー利用設備に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 種類</p> <p>イ 利用することが可能な再生可能エネルギーの量</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届出をした特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>第43条 市長は、特定建築主が前条第1項の規定による届出をした場合において、その届出に係る事項が第40条又は第41条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定建築主に対し、地域産木材の利用又は再生可能エネルギー利用設備の設置に関し、特定建築物に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p>
-----	---

(5) 建築物環境配慮性能の表示

- 京都市は、特定建築物（一定規模以上の建築物）に係る建築環境総合性能評価による評価の実施、建築物環境配慮性能の表示・届出など、各種の義務を建築主に課している。
- ※ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」（平成27年7月8日制定、平成28年4月1日施行〔内容により平成29年4月1日施行〕）により、一定規模以上の建築物に係る省エネ基準適合義務（2,000㎡以上）や届出義務（300㎡以上2,000㎡未満）、省エネに関する表示（任意）が定められている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	特定建築主	特定建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価の実施【義務】			○	
②	市	建築物環境配慮性能の表示基準の策定・告示			○	
③	特定建築主	特定建築物の工事期間中における建築物環境配慮性能の表示【義務】			○	
④	特定建築主	特定建築物の販売広告における建築物環境配慮性能の表示【義務】			○	
⑤	特定建築主	特定建築物について販売の代理又は媒介を行わせる場合、当該販売広告における建築物環境配慮性能の表示を当該販売代理者等に対し指示【義務】			○	
⑥	特定建築主	建築物環境配慮性能の表示の届出【義務】			○	
⑦	市	建築物環境配慮性能の表示の届出公表			○	
⑧	特定建築主	特定建築物の販売時における建築物環境配慮性能を説明【努力義務】			○	
⑨	特定建築主以外の建築主で、建築物排出量削減計画書を任意提出した者	当該建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価、建築物環境配慮性能の表示等【努力義務】			○	

(該当条文)

京都市	<p>第44条 特定建築主は、環境への配慮に係る特定建築物の性能について、建築環境総合性能評価システム（環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。以下同じ。）による評価を行わなければならない。</p> <p>第45条 市長は、環境への配慮に係る建築物の性能（以下「建築物環境配慮性能」</p>
-----	---

という。)を適切に表示させるため、前項の規定による評価の結果のうち次条の規定により表示をすべき事項及びその表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

第46条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

- 2 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告(別に定めるものに限る。以下同じ。)をするときは、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。
- 3 特定建築主は、新築等に係る特定建築物について販売の代理又は媒介を行わせる場合において、当該代理又は媒介を行う者(以下「販売代理者等」という。)が当該特定建築物の販売の広告をするときは、当該販売代理者等に対し、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をさせなければならない。
- 4 前項の場合において、販売代理者等は、正当な理由なく、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能の表示を拒否してはならない。

第47条 特定建築主は、前条第1項から第3項までの規定により、建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に当該表示をさせたときは、これらの表示の日のいずれか早い日後速やかに、別に定める届出書に、当該表示をし、若しくは表示をさせた広告若しくはその写しその他建築物環境配慮性能の表示の内容を確認するために必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出をした特定建築主は、表示をし、又は表示をさせた建築物環境配慮性能に変更が生じたときは、速やかに、変更後の建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に対して変更後の建築物環境配慮性能の表示をさせるとともに、別に定める届出書に、変更後の前項の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

第48条 特定建築主は、特定建築物を販売しようとするときは、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定は、販売代理者等が特定建築物の販売の代理又は媒介を行おうとする場合について準用する。

第49条 第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者は、環

	<p>境への配慮に係る当該建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価を行うとともに、第46条第1項若しくは第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の建築物排出量削減計画書を提出した者が当該建築物の販売をし、又はその販売の代理若しくは媒介を行わせる場合について準用する。</p>
--	---

12. 緑化関係

(1) 緑化（一般）

- 4市とも、記載事項①「所有（管理）する建築物や敷地の緑化」は共通している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市民、事業者	所有（管理）する建築物や敷地の緑化【努力義務】	○	○	○	○
②	市	緑化の推進	○		○	

(該当条文)

川崎市	第28条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、緑の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
相模原市	第22条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(7) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策《以下略》</p> <p>第17条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。</p>
広島市	第27条 土地又は建築物の所有者及び管理者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該土地又は建築物の緑化の推進に努めなければならない。

(2) 緑化計画書

- 京都市と広島市では、特定の地区内にある一定規模以上の面積を有する建築物・敷地における緑化率の充足や、緑化計画書の提出について、建築主の義務としている。
- ※ 本市では、「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年6月23日制定、同年10月1日施行）において、緑化計画書の提出義務等が定められている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	特定緑化建築主	特定緑化建築物・敷地における緑化率充足【義務】（適用除外あり）			○	○
②	特定緑化建築主	緑化計画書の提出【義務】			○	○
③	特定緑化建築主	緑化計画書を変更した場合の届出【義務】			○	○
④	市	緑化計画書において緑化率を満たしていない場合の特定緑化建築主に対する勧告			○	○
⑤	市	特定緑化建築主が勧告に従わない場合の公表			○	○
⑥	特定緑化建築主	工事完了の届出【義務】			○	○
⑦	特定緑化建築主	特定緑化建築物・敷地の適切な維持管理【努力義務】			○	○

(該当条文)

京都市	<p>第50条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第8号に規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留めその他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定緑化建築主は、前項の規定にかかわらず、その建築物に太陽光発電装置を設けるときは、緑化施設の面積に太陽光発電装置の面積を加えた面積をもって同項の規定により設けるべき緑化施設の面積とすることができる。</p> <p>3 第1項の緑化施設及び前項の太陽光発電装置の面積は、別に定める方法により算定するものとする。</p> <p>第51条 前条の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。</p>
-----	---

- (1) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の用に供する建築物
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域内の建築物
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域内の建築物
- (4) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内の建築物
- (5) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内の建築物

第52条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事その他当該緑化施設を確保するために実施しようとする措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 緑化計画書を提出した特定緑化建築主（以下「計画書提出特定緑化建築主」という。）は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の緑化計画書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

第53条 市長は、特定緑化建築主が緑化計画書を提出した場合において、当該緑化計画書に記載された前条第1項第4号に掲げる措置の内容が第50条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定緑化建築主に対し、特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定緑化建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第54条 計画書提出特定緑化建築主は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第55条 計画書提出特定緑化建築主は、特定緑化建築物等の適切な維持管理に努め

	なければならない。
広島市	<p>第28条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域その他規則で定める区域内においては、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築等（既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあつては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の10分の2以下のものを除く。）をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該新築等に係る建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）の緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。</p> <p>2 前項の「緑化率」とは、建築物及びその敷地に係る緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。）及び太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給設備（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「緑化施設等」という。）に係る面積（以下「緑化施設等面積」という。）の敷地面積（当該敷地内に規則で定める部分を含むものにあつては、当該部分の面積を除いた面積）に対する割合をいう。</p> <p>3 緑化施設等面積は、規則で定めるところにより算出するものとする。</p> <p>4 建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第1項の規定を適用する。</p> <p>第29条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定緑化建築主の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 特定緑化建築物等の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定緑化建築物等の概要</p> <p>(4) 特定緑化建築物等に係る緑化施設等の概要</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>第30条 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第31条 特定緑化建築物等に係る工事の完了後、当該特定緑化建築物等の所有者及</p>

	<p>び管理者は、その緑化施設等の適切な維持管理をするよう努めなければならない。</p> <p>第32条 この節（第27条を除く。）の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。</p> <p>(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の特定工場の用に供する建築物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第28条第1項の緑化率を別表の右欄に定める割合以上としないことについて正当な理由があると認められる建築物その他の規則で定める建築物</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。《中略》</p> <p>(6) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容（同条第2項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。）又は第30条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第28条第1項の規定に違反している者</p> <p>(7) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者《以下略》</p> <p>第48条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。《以下略》</p>
--	--

13. 森林の保全

- 森林の適切な保全及び整備について、相模原市では森林所有者の努力義務、広島市では市民・事業者の努力義務としている。（記載事項①・②）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	森林所有者	所有する森林の適切な保全及び整備【努力義務】		○		
②	市民、事業者	森林の適切な保全及び整備【努力義務】				○
②	市	同上		○	○	
③	市	森林資源の利用促進		○	○	

(該当条文)

相模原市	<p>第25条 市及び森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）は、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備に努めるものとする。</p> <p>2 市は、事業者、市民及び民間団体と連携し、及び協働して、市内で生産された木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。</p> <p>3 市は、森林の有する温室効果ガスの吸収機能に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(5) 森林の適切な保全及び整備並びに本市の区域内及びその近隣の地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策</p>
広島市	<p>第41条 事業者及び市民は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化等を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。</p>

14. 環境教育・環境学習

- 4市とも、市による環境教育及び環境学習の推進が共通している。（記載事項①）
- 広島市では、事業者と市民が地球温暖化対策等に関する教育及び学習を自ら進んで行うことを規定している。（記載事項②）
- 京都市では、事業者が従業者に対し環境教育を行うことを規定している。（記載事項③）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	環境教育及び環境学習の推進	○	○	○	○
②	市民、事業者	地球温暖化対策等に関する教育及び学習【努力義務】				○
③	事業者	従業者に対する環境教育【努力義務】			○	

(該当条文)

川崎市	<p>第27条 市は、地球温暖化対策のための環境教育及び環境学習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第26条 市は、教育機関、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、あらゆる機会を通じて、地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。</p>

	第27条 市は、事業者及び市民が地球温暖化対策に関する関心と理解を深めることができるよう啓発活動及び広報活動の充実に努めなければならない。
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(12) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育（環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）、啓発その他の必要な施策《以下略》</p> <p>第20条 事業者は、その従業者に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。</p>
広島市	<p>第42条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともに、地球温暖化対策等に関する教育及び学習を自ら進んで行うよう努めなければならない。</p> <p>2 本市は、事業者及び市民が地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともにこれらの者の地球温暖化対策等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、地球温暖化対策等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実にその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

15. エネルギー供給事業者

- 川崎市と京都市では、エネルギー供給事業者に対し、事業に関する情報を市へ提供することを規定している。（記載事項①）
- 広島市では、エネルギー供給事業者に対し、エネルギー環境計画書・同報告書の作成・提出を義務付けている。（記載事項⑤）

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	電気事業者・ガス事業者に対する情報提供要請	○			
②	電気事業者、ガス事業者	エネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の市への提供			○	
③	電気事業者、ガス事業者	本市、事業者、市民及び環境保全活動団体との連携			○	
④	市	電気事業者が講ずべき措置等を定めたエネルギー環境指針の策定・公表				○
⑤	電気事業者	エネルギー環境計画書の作成・提出【義務】※変更した場合も同様				○

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
⑥	電気事業者	エネルギー環境計画書に基づく温室効果ガスの排出抑制【努力義務】				○
⑦	電気事業者	エネルギー環境報告書の作成・提出【義務】				○
⑧	電気事業者	エネルギー環境計画書・報告書の概要公表【義務】				○
⑨	市	電気事業者から提出されたエネルギー環境計画書・報告書の概要公表				○

(該当条文)

川崎市	<p>第23条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明らかにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対して、市域における事業に関する情報の提供を求めることができる。</p>
京都市	<p>第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。《中略》</p> <p>2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及びガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者に限る。）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報を提供すること。</p> <p>(2) 本市、事業者、市民及び環境保全活動団体と連携し、他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置の実施に積極的な役割を果たすこと。</p>
広島市	<p>第34条 市長は、電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関し、当該年度の初日において本市の区域内に電気を供給する事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者に限る。以下「特定エネルギー事業者」という。）が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「エネルギー環境指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、エネルギー環境指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>第35条 特定エネルギー事業者は、毎年度、エネルギー環境指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「エネルギー環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標</p> <p>(3) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標</p>

	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 特定エネルギー事業者は、前項又はこの項の規定により提出したエネルギー環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後のエネルギー環境計画書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書（エネルギー環境計画書の内容を変更したときは、変更後のエネルギー環境計画書。以下同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。</p> <p>第36条 特定エネルギー事業者は、毎年度終了後、前年度におけるエネルギー環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「エネルギー環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>第37条 特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書又はエネルギー環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。</p>
--	---

16. 国際協力

- 川崎市、京都市、広島市で、地球温暖化対策に係る国際協力の規定を設けている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	優れた環境技術を有する事業者	事業活動を通じた国際貢献【努力義務】	○			
②	市	優れた環境技術を有する事業者との連携による国際貢献	○			
③	市	国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による国際協力			○	
④	市民、事業者	地球温暖化対策に関する国際協力【努力義務】				○

(該当条文)

川崎市	<p>第30条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通じて、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めなければならない。</p>
京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点</p>

	<p>的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(15) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力《以下略》</p>
広島市	<p>第43条 本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等に関する国際協力の推進に努めるものとする。</p>

17. 地球温暖化対策の推進のための体制整備

- 川崎市と相模原市において、地球温暖化防止活動推進員と地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援を規定している。(記載項目①・②)
- 相模原市では、地球温暖化対策地域協議会に対する支援を規定している。(記載項目③)

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	地球温暖化防止活動推進員に対する支援等	○	○		
②	市	地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援	○	○		
③	市	地球温暖化対策地域協議会に対する支援		○		

(該当条文)

川崎市	<p>第31条 市は、地球温暖化防止活動推進員（法第37条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。）が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。</p> <p>2 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組の推進に努めなければならない。</p> <p>第32条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法第38条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。</p>
相模原市	<p>第28条 市は、法第40条第1項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会が、日常生活における地球温暖化対策の促進に向けた普及啓発、情報提供その他の活動を積極的に行うことができるよう必要な支援に努めなければならない。</p> <p>第29条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法第38条第1項の規定により市長が指定する者をいう。）及び地球温暖化防止活動推進員（法第37条第1項の規定により市長が委嘱する者をいう。）が、事業者及び市民の地球温暖化対策を促</p>

	進する役割を積極的に果たすことができるよう必要な支援に努めなければならない。
--	--

18. 表彰

- 川崎市と相模原市において、地球温暖化対策の推進に寄与した市民・事業者等の表彰を規定している。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	地球温暖化対策の推進に寄与した市民・事業者等の表彰	○	○		

(該当条文)

川崎市	第36条 市長は、地球温暖化対策の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。
相模原市	第32条 市長は、地球温暖化対策の推進に関し、特に優れた取組を行った事業者、市民及び民間団体を顕彰することができる。

19. 雑則

- 川崎市、京都市、広島市では、条例で事業者に課している義務の実効性を担保するため、各種の規定を設けている。

No.	主体	記載項目	川崎市	相模原市	京都市	広島市
①	市	指導、助言				○
②	市	報告若しくは資料の提出要請	○		○	○
③	市	立入調査	○		○	○
④	市	勧告	○		○	○
⑤	市	勧告に従わない場合の内容の公表	○		○	○
⑥	市	公表に先立ち意見を述べる機会の付与	○			○

(該当条文)

川崎市	<p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項、第10条第1項又は第17条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) 第9条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第17条第4項又は第18条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第9条第3項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書又は第17条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策計画書（同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策計画書とみなされたものを含む。）について虚偽の提出をした者</p> <p>(4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第35条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>
京都市	<p>第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者（第34条第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した事業者を含む。）、特定建築主（第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者を含む。）及び特定緑化建築主に対し、温室効果ガスの排出の量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定建築物若しくはその敷地又は特定緑化建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

	<p>3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第60条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、特定建築主及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第22条第2項、第23条第2項又は第25条第3項の規定による報告をしなかったとき。</p> <p>(2) 第27条第1項、第30条第1項、第36条第1項又は第52条第1項の規定による提出をしなかったとき。</p> <p>(3) 第27条第3項、第36条第3項、第38条第1項、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第2項又は第54条の規定による届出をしなかったとき。</p> <p>(4) 第58条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。</p>
広島市	<p>第44条 市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第44条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項、同条第5項若しくは第10条（これらの規定を第13条第2項において準用する場合を含む。）、第16条第1項、同条第3項若しくは第17条</p>

	<p>(これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。)、第22条第1項、第29条第1項、第35条第1項若しくは第2項又は第36条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者</p> <p>(2) 第13条第1項の事業活動環境計画書、第19条第1項の自動車環境計画書又は第25条第1項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者</p> <p>(3) 第11条第1項(第13条第2項において準用する場合を含む。)、第18条第1項(第19条第2項において準用する場合を含む。)又は第37条第1項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者</p> <p>(4) 第22条第1項又は第25条第1項の規定により提出した建築物環境計画書の内容(第22条第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる者</p> <p>(5) 第22条第2項若しくは第23条(これらの規定を第25条第2項において準用する場合を含む。)、第29条第2項又は第30条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(6) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容(同条第2項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。)又は第30条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第28条第1項の規定に違反している者</p> <p>(7) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者</p> <p>(8) 第45条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>第48条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
--	--

20. その他

- 以上の内容のほか、京都市では次のような独自の規定を設けている。

京都市	<p>第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。《中略》</p> <p>(6) 本市の区域内で生産された農林水産物(本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。)の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活</p>
-----	---

に関する啓発その他の施策

(9) 廃棄物を処分する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

(10) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策

(16) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

第21条 事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、地球温暖化対策の重要性について関心と理解を深めることにより、地球温暖化の防止に向けた取組の一層の推進を図るため、環境に良いことをする日を設ける。

2 環境に良いことをする日は、毎月16日とする。

3 環境に良いことをする日においては、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

21. 事業者温室効果ガス削減計画書制度

(1) 指針の策定

(該当条文)

川崎市	<p>第8条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに次条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成のために必要な事項についての指針（以下「事業活動地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 事業活動地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>3 市長は、事業活動地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、これを公告するものとする。</p>
京都市	<p>第26条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次に掲げる指針（以下「事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項に規定する事業者排出量削減計画書及び第30条第1項に規定する事業者排出量削減報告書の作成に関する次に掲げる指針</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の量の算定に係る指針</p> <p>イ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るために事業者が採り得る措置に係る指針</p> <p>(2) 第28条第1項の規定による事業者排出量削減計画書に係る評価及び第31条第1項の規定による事業者排出量削減報告書に係る評価に関する指針</p> <p>2 市長は、事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p>
広島市	<p>第8条 市長は、事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置、事業者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、事業活動環境配慮指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 第1項の「事業活動」には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を含むものとする（以下この節において同じ。）。</p> <p>=====</p> <p>第15条 市長は、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関</p>

	<p>し、事業者が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、自動車環境管理指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。</p>
--	--

(2) 計画書の作成・提出

(該当条文)

<p>川崎市</p>	<p>第9条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則【※】で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</p> <p>(5) 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項</p> <p>(6) 前2号に掲げるもののほか地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>《以下略》</p> <p>※川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則</p> <p>第4条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1)本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）</p> <p>(2)連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49</p>
------------	--

	<p>号) 第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) を行う者(以下「連鎖化事業者」という。) にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)であつて、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。)の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第12号までの規定の例により得られる量をいう。)が3,000トン以上の事業者</p>
京都市	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。《中略》</p> <p>(6) 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の使用量が、前年度において別に定める量以上であること。</p> <p>イ 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営業者が道路運送車両法の規定により自動車(同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、前年度の末日において別に定める台数以上であること。</p> <p>ウ 鉄道事業法第3条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者(本市の区域内に路線があるものに限る。)が当該鉄道事業の用に供する車両の総数が、前年度の末日において別に定める数以上であること。</p> <p>エ アからウまでに掲げる要件のほか、本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガスのうちいずれかの物質について、年度の排出(エネルギーの使用に伴うものを除く。)の量が、前年度において別に定める量以上であること。</p> <p>第27条 計画期間(特定年度(平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。)以降の3年間をいう。以下同じ。)のいずれかの年度において特定事業者該当することとなつた事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間(特定事業者該当することとなつた年度前の年度を除く。第30条及び第31条において同じ。)について、事業者排</p>

	<p>出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 事業者排出量削減計画書を提出する年度前の年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の実績</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための基本方針</p> <p>(4) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標</p> <p>(5) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容</p> <p>(6) 従業者に対して通勤において自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置の内容</p> <p>(7) 前2号の措置を推進するための体制</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の事業者排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。</p> <p>第28条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業者排出量削減計画書（同条第3項の規定による届出があったときは、変更後の事業者排出量削減計画書）に記載された同条第2項第3号から第5号までに掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の評価を行ったときは、速やかに、計画書提出特定事業者に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>第29条 計画書提出特定事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。</p> <p>2 計画書提出特定事業者は、第27条第2項第4号に掲げる目標を達成するための温室効果ガスの排出の量の削減については、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち、温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段として別に定めるものによることができる。</p>
広島市	第9条 本市の区域内に事業所を設置している者のうち、その設置している本市の区

域内に存するすべての事業所における、事業活動に係るエネルギーの特定年度の使用量（原油の数量に換算した量を合算した量によるものとする。以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上である者又は事業活動に係る温室効果ガスである物質ごとの特定年度の排出量（二酸化炭素の場合にあつては、エネルギーの使用に伴い排出したものを除く。）を二酸化炭素の数量に換算した量（以下「二酸化炭素換算温室効果ガス排出量」という。）の合計量が3,000トン以上である者（以下これらを「特定事業者」という。）は、3年ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の概要

(3) 計画期間における事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(4) 特定事業者が、原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上である事業所又は二酸化炭素換算温室効果ガス排出量が3,000トン以上である事業所を本市の区域内に設置している場合にあつては、当該事業所ごとの前号に掲げる事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「特定年度」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度をいう。

3 温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素以外の物質については、第1項中「特定年度の排出量」とあるのは「特定年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの排出量」とする。

4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、規則で定めるところにより算出するものとする。

5 特定事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した事業活動環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の事業活動環境計画書を市長に提出しなければならない。

6 特定事業者は、事業活動環境計画書（事業活動環境計画書の内容を変更したときは、変更後の事業活動環境計画書。次条から第12条までにおいて同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

=====
第16条 本市の区域内に存する事業所において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらのうち、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。以下「特定自動車」という。）を基準日において50台以上使用する事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、3年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下

	<p>「自動車環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定自動車使用事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>(3) 特定自動車の保有状況</p> <p>(4) 計画期間における特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の「基準日」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度の末日をいう。</p> <p>3 特定自動車使用事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した自動車環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の自動車環境計画書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書(自動車環境計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画書。次条及び第18条第1項において同じ。)に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。</p>
--	--

(3) 報告書の作成・提出

(該当条文)

川崎市	<p>第10条 計画書提出特定事業者及び前条第3項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該事業活動地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度(前条第5項に規定する場合における中小規模事業者にあっては、同項に規定する年度)までの毎年度、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、目標を達成するための措置の実施状況等を記載した報告書(以下「事業活動地球温暖化対策結果報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該当しなくなった場合も、同様とする。</p> <p>2 前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、前項の規定は、適用しない。</p>
京都市	<p>第30条 計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業者排出量削減指針に基づき、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事業者排出量削減報告書」という。)を作成し、当該各年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容</p>

	<p>(3) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容</p> <p>2 第27条第4項の規定は、事業者排出量削減報告書について準用する。</p>
広島市	<p>第10条 特定事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける事業活動環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「事業活動環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>===== 第17条 特定自動車使用事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「自動車環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p>

(4) 計画書・報告書の公表

(該当条文)

川崎市	<p>第11条 市長は、事業活動地球温暖化対策計画書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>
京都市	<p>第27条《中略》</p> <p>4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。</p>
広島市	<p>第11条 特定事業者は、事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。</p> <p>===== 第18条 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書又は自動車環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。</p>

(5) 指導・助言

(該当条文)

川崎市	<p>第12条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動地球温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p>
京都市	<p>第33条 市長は、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定事業者に対し、その事業活動の状況及び第27条</p>

	第2項第5号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。
--	--

(6) 評価

(該当条文)

京都市	<p>第31条 市長は、前条第1項の規定により計画期間の最後の年度に係る事業者排出量削減報告書が提出された後、計画期間に係る同項各号に掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。</p> <p>2 第28条第2項の規定は、前項の評価について準用する。</p>
広島市	<p>第12条 市長は、第9条第1項第4号に規定する事業所を設置している特定事業者から事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書（計画期間の最終年度に係るものに限る。）の提出があった場合においては、その内容について、当該事業所ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、評価するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、その概要を当該評価を受けた事業所に係る特定事業者へ通知するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による評価をしたときは、規則で定める者について、その概要を公表するものとする。</p>

(7) 表彰

(該当条文)

京都市	<p>第32条 市長は、前条第1項の規定による評価の結果、第27条第2項第4号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p>
-----	--

(8) その他

(該当条文)

川崎市	<p>第13条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めるものとする。</p>
京都市	<p>第22条 特定事業者は、本市の区域内に存する事業所のうち次の各号のいずれかに該当するものにおいて、環境マネジメントシステムを導入し、当該環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組を推進しなければならない。</p>

	<p>(1) 温室効果ガスの排出の量が最も多い事業所</p> <p>(2) 主たる事業所</p> <p>(3) その他環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い事業所として別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定により環境マネジメントシステムを導入した特定事業者は、毎年度、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 環境マネジメントシステムの名称</p> <p>(2) 環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組に関する事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。</p> <p>第23条 特定事業者は、その事業の用に供するため、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない自動車であつて別に定めるもの（以下「新車」という。）の購入等をしようとするときは、別に定める期間に購入等をする新車のうち次に掲げる自動車に該当するものの台数の当該期間に購入等をする新車の合計台数に対する割合が別に定める割合以上となるようにしなければならない。</p> <p>(1) 温室効果ガスを排出しない別に定める自動車</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない別に定める自動車</p> <p>2 特定事業者は、新車の購入等をしたときは、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 購入等をした新車の合計台数</p> <p>(2) 購入等をした前項各号に掲げる自動車に該当する新車の台数</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 前条第3項の規定は、前項の報告について準用する。</p>
--	---

(9) 特定事業者以外の事業者の取扱い

(該当条文)

川崎市	<p>第9条《略》</p> <p>3 特定事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第2項中「あつたとき」とあ</p>
-----	--

	<p>るのは、「あったとき、当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当することとなった場合は、当該事業活動地球温暖化対策計画書は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。</p>
京都市	<p>第34条 特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減の量等について市長の評価を受けるとともに、当該温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、計画期間について事業者排出量削減指針に基づき事業者排出量削減計画書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。</p> <p>2 第27条から前条までの規定（第27条第1項を除く。）は、前項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。</p>
広島市	<p>第13条 特定事業者以外の事業者は、事業活動環境配慮指針に基づき、事業活動環境計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>2 第9条（第1項から第4項までを除く。）から第11条までの規定は、前項の規定により事業活動環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、第9条第5項中「第1項」とあるのは「第13条第1項」と、同条第6項中「から第12条まで」とあるのは「及び第11条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>===== 第19条 特定自動車使用事業者以外の事業者であって本市の区域内に存する事業所において特定自動車を使用するものは、自動車環境管理指針に基づき、自動車環境計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>2 前3条（第16条第1項及び第2項を除く。）の規定は、前項の規定により自動車環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第19条第1項」と読み替えるものとする。</p>

(10) 中小事業者に対する支援

(該当条文)

川崎市	<p>第14条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の抑制等を推進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>
相模原市	<p>第10条 市は、事業活動に伴うエネルギーの使用量が中小規模である事業者として規則で定めるもの（以下「中小規模事業者」という。）による自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>

(11) 相模原市の計画書制度（中小規模事業者のみ対象）

(該当条文)

相模原市	<p>第11条 中小規模事業者は、地球温暖化対策を計画的に推進するため、規則で定めるところにより、その事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の抑制等を図るための計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に関して事業者が自ら定める目標(3) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項 <p>3 第1項の規定により地球温暖化対策計画を提出した中小規模事業者（以下「計画提出事業者」という。）は、当該地球温暖化対策計画の内容を変更したときは、速やかに、変更後の地球温暖化対策計画を市長に提出するものとする。</p> <p>4 市は、計画提出事業者に対し、当該地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化対策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>5 計画提出事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画の実施状況を市長に報告するものとする。</p> <p>6 計画提出事業者は、当該地球温暖化対策計画を廃止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。</p>
------	--